

土地家屋調査士のための法律学（2）：電子申請の 目的

七戸，克彦
九州大学大学院法学研究院教授

<http://hdl.handle.net/2324/6290>

出版情報：土地家屋調査士. 599, pp.10-17, 2006-12. 日本土地家屋調査士会連合会
バージョン：
権利関係：



土地家屋調査士のための法律学(2)

電子申請の目的

九州大学大学院法学研究院教授

七戸 克彦

1 目隠しをしない女神

大学における法学の入門講義などというのは、まだ18歳の少年少女たちを相手にする、まったく実践的ではない一般教養か雑学に属するものであって、それは、たとえば次のようなものである。

「法」の古字は「灋」であるが、この文字は、「灋」と「廌」と「去」からなる。このうちの「灋」は、法が水のように物事を平準化することを示し、そのため、中国の古典において「法」はしばしば規矩(コンパスとさしがね)に比せられる。一方、「廌(たい)」というのは、古代の神判の際に用いられた伝説上の一角獣であり、原告・被告の双方から差し出された廌は、正邪を識別して、不直な者にその角で触れるという。その結果、敗訴した者は、神を欺き穢したとして、この者の提供した廌とともに水中に捨てられる。これを示した字が「去」であって、後に「廌」が省略された結果、現在の「法」の文字ができた。一方、勝訴者の廌の胸には、神の恩寵を受けた証しとして「心」の文彩が施されたが、これを示した字が「慶」である。その後、「慶」の字は、神判における勝訴のみならず、神から授かった幸福一般に対して

用いられるようになるわけだが、このような訴訟起源の言葉は、漢語に限らず、たとえば国語における「歌う」も「訴う」起源であろうとされている(以上の詳細を知りたい方は、平成16年度文化勲章受賞の白川静『(新訂)字統』(平凡社、2004年)を参照されたい)。

ところで、左(偏)に水準器、右(旁)に一角獣の角という「法」の文字の象形は、一方の手に天秤、他方の手に剣を持つ西洋の「正義の女神(Justitia)」の姿と奇妙に重なり合う。

もっとも、現在ヨーロッパやアメリカの裁判所に飾られている正義の女神は、秤と剣に加えて、目隠しをしているのが通常であり、これは、一般には、公正な裁判の妨げになるものを見ないためのもの、つまり裁判の公正さの象徴と説明されている。同様の発想は日本にもあって、京都所司代・板倉周防守宗重(1588-1656)は、茶臼で茶を碾きながら障子越しに訴えを聴いたとされ、名奉行・大岡越前守忠相(1677-1752)も、常に瞑目して鑷(けぬき)で腮髯(あごひげ)を抜きながら訴訟を裁いたという(穂積陳重『法窓夜話』(岩波文庫、1980年)119頁「板倉の茶臼、大岡の鑷」)。

ところが、日本の最高裁判所の正義の女神は目隠しをしていない。この点に関して、今回原稿のための調べ物をしていたとき偶然、平成16年の衆議院法務委員会で松本大輔議員が当時の南野知恵子法務大臣に対して【資料1】のような発言をされているのを発見した。

松本議員が「普通の正義の女神の像と違う」とする第1点目「顔が東洋的な仏像のような顔をされている」理由は、作者が日展彫刻の巨星・圓鋸勝三(えんつば・かつぞう。1906-2003)だからである。日展彫刻は(松本議員が囚らずも口にされたように)しばしば「仏像彫刻」と揶揄される(もっとも、圓鋸は、後年にはずいぶんと作風が変わった)。さらに雑学的な知識をいえば、この正義の女神像は、もともとは昭和38(1963)年に山梨学院大学が法学部を新設した際、法学部の建物(9号館)のために作成されたもので、その後、昭和54(1979)年に最高裁にも設置され、平成2(1990)年の裁判制度百周年記念切手や最高裁のポスターに利用されることとなったものである。したがって、最高裁に行かずとも、山梨学院大学に行けば、もともとの正義の女神に会うことができる(現在では新9号

館に設置されている)。

話が横道に外れた。問題は、松本議員が「普通の正義の女神の像と違う」とする第2点目「目隠しがない」という点である。先に触れたように、西欧の裁判所にある正義の女神は目隠しをしている。また、古代ギリシアの歴史家プルタルコス(46から48頃-127頃)によれば、テーバイの裁判官の目は公正を期すために閉じられていたとされる。だが、それにもかかわらず、古代から15世紀までの絵画で「正義」は常に目を見開いており、ラファエロ(1483-1520)がローマのパチカン宮殿の「署名の間」(壁面には有名な「アテナイの学堂」が描かれている)の天井に描いた「正義」(1508)も目隠しをしていない。これに対して、目隠しをした女神の絵がはじめて登場す

るのは、ドイツの法学者プラント(1457-1521)の風刺詩「愚者の船(Das Narrenschiff)」(1494)('阿呆船'と訳されることもある)の挿絵とされている。挿絵の作者は、かのアルブレヒト・デューラー(1471-1528)ともいわれるが、はっきりしない。ともあれ、詩の題名からも推測されるように、女神が目隠しをしているのは、「恋は盲目」とまったく同じ意味、すなわち理性的な判断を失っていることの寓意であり、画家は、阿呆であることの証拠として、女神に道化帽までかぶらせている。これに対して、目隠しが、まったく正反対の「公平無私」「不偏不党」の意味に変わるのは、チェーザレ・リーパ(1560?-1620)の『イコノロジー(図像学事典)』(1593)以降といわれる(以上の詳細を知りた

い方は、森征一=岩谷十郎(編)『法と正義のイコノロジー』(慶應義塾大学出版会、1997年)を参照されたい)。

もっとも、最高裁の正義の女神が目隠しをしていないのは、こうした正義の寓意をめぐる西洋的な背景とは何ら関係がなく、ただ単に「仏像彫刻」だからであろう。したがって、最高裁の女神像が頭に戴いているのも、仏様の宝冠であって、決して阿呆帽ではない。もっとも、宝冠や耳璫や璣珞といった装身具を身につけているのは、まだ悟りを開ききっていない修行中の「菩薩」クラスであるから(最高位の「如来」になると装身具など捨て去っている)、仏教美術的に見ても、最高裁の「正義」像には、まだ迷いがあるということなのだろう。

【資料1】 第161回国会・衆議院法務委員会・会議録第7号(平成16年11月12日・金曜日)

- 松本(大)委員 民主党の松本大輔です。この臨時国会から新たに法務委員となりました。初心者でございますが、どうぞよろしく申し上げます。ところで、大臣は最高裁判所には行かれたことはありますでしょうか。
- 南野国務大臣 はい。行ってまいりました。
- 松本(大)委員 私も法務委員になったということもあまして、先日行ってまいりました。大臣は女性でいらっしゃるわけなんです、最高裁の中に正義の女神の像があったのはお気づきになりましたでしょうか。
- 南野国務大臣 はい。お示しいたぎまして御説明いただきました。
- 松本(大)委員 最高裁の大法廷の前の大広間、入り口から入って行って右手のところに正義の女神像がありまして、右手に勇気を示す剣を高々と掲げて、左手に公平と公正を示すてんびんを持った例のものなんです、御説明をしていただいた方に伺いましたところ、つくられた方が私と同じ広島県出身の方、圓鏝勝三さんという彫刻家の手によるものだとか伺いましたので、しげしげと眺めてみましたら、普通の正義の女神の像と違う点が二点ありました。まず一つは、顔が東洋的な仏像のようなお顔をされているということです。もう一つは、目隠しがないということでございます。これは、考えてみますと、正義の実現のためにはしっかりと我が目を見開いて真実を見定めるぞ、そういう強い意志のあらわれではないかなと、私は、その像からそういう力強い何かを感じ取ったわけでございます……。……(略)……
- 松本(大)委員 ……政治家としての思い入れというのは、本当に今のような御答弁であれば伝わってくるんですが、ただ、その本会議のときの提案理由の説明ですとか私の質問に対する御答弁については、残念ながら官僚の作文の朗読じゃないかと。法案の生みの親としての熱い思いというのが伝わってこなかったんです。私は、それが非常に残念に思ったわけです。先ほど正義の女神の像のお話をしました。しっかりと我が目を見開いて真実を見定める、信念を持つに至ったら断固として実行する、そういう正義の女神の像のような大臣のお姿を期待していただけに、ちょっと残念に思ったわけでございます……。

2 迷走する制度趣旨

法律学の諸分野の中には、上記のように凶像解釈学の手法を駆使して「正義」の本質に迫ろうとする学問領域もある。文豪シラー(1759-1805)は、法律学に対して侮蔑の意を込めて「パンの学問(Brotwissenschaft)」と呼んだが、しかし、法律学として「人はパンのみに生きるにあらず」(マタイ伝第4章4、ルカ伝第4章4)なのである。

だが、今回の連載では、土地家屋調査士の日々の糧を得るための法律学の話もしなければならぬ。そもそも筆者は、正義の女神の話をしようにして国会の会議録を渉猟していたわけではなかつ

た。探し求めていたのは、新不動産登記法の国会審議において、オンライン申請(電子申請)導入の制度趣旨について、どのような説明がなされていたのか、という点である。

(注)「オンライン申請」の用語が、およそ公的機関の申請手続全般に関して用いられる一般名詞であるのに対して(法令の条文において、この用語を用いているのは、国土交通省組織規則35条により同省総合政策局情報企画課に設置された「オンライン申請対策官」のみである)、「電子申請」の用語は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律3条1項に規定する「電子情報処理組織を使用

して行う申請」を指して用いられる法律用語である。この用語を用いる法令は現在41法令あるが、新不動産登記法は、この用語を用いておらず(同法18条1項参照)、法務省令の段階になってようやく「電子申請」の定義規定が登場する(不動産登記規則1条3号)。こうした事情から、新不動産登記法に関する国会審議では、「電子申請」という言葉はまったく登場せず、もっぱら「オンライン申請」という言葉が用いられている。

新法が国会で可決・成立した後、出版された立法担当官による解説書によれば、電子申請導入の立法趣旨は、【資料2】のようなものであった。

【資料2】 清水響(編著)「一問一答・新不動産登記法」(商事法務、2005年1月)52頁〔下線は引用者〕

Q33 どうしてオンライン申請を購入する必要があるのですか。

A コンピュータ及び情報通信技術の発展により世界規模で進行しているIT革命に対応するため、我が国においても、官民接点のオンライン化を含む電子政府を早急に実現することが、政府の方針とされています。今回の登記申請のオンライン化は、このような電子政府の実現という政府全体の政策の一環として行われるものですが、不動産登記申請は、年間約1,700万件にもものぼる申請がある国民に身近な手続であり、これをオンライン化して便利で使いやすい手続を実現することは、国民の利便性の向上という観点から、極めて大きな意義を持つと考えられます。

(参考)

○平成13年1月22日付高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定のe-Japan戦略(抜粋)

「コンピュータや通信技術の急速な発展とともに世界規模で進行するIT革命は、18世紀に英国で始まった産業革命に匹敵する歴史的な大転換を社会にもたらそうとしている。……インターネットを中心とするITの進歩は、情報流通の費用と時間を劇的に低下させ、密度の高い情報のやり取りを容易にすることにより、人と人との関係、人と組織との関係、人と社会との関係を一変させる。この結果、世界は知識の相互連鎖的な進化により高度な付加価値が生み出される知識創発型社会に急速に移行していくと考えられる。」「我が国が引き続き経済的に繁栄し、国民全体の更に豊かな生活を実現するためには、情報と知識が付加価値の源泉となる新しい社会にふさわしい法制度や情報通信インフラなどの国家基盤を早急に確立する必要がある。しかしながら、革命の常として、工業社会から知識創発型社会への変化は不連続であり、その過程では将来の繁栄を実現するための痛みにも耐えなければならない。我々国民一人一人は、明治維新、終戦といった過去の時代への幕引きがない中で、自ら素早く社会構造の大変革を実行することが求められているといえる。」「産業革命に対する各国の対応が、その後の国家経済の繁栄を左右したが、同様のことがIT革命においてもいえる。即ち、知識創発のための環境整備をいかに行うかが、21世紀における各国の国際競争優位を決定付けることになる。……それに対して我が国のIT革命への取り組みは大きな遅れをとっている。……ITがビジネスや行政にどれほど浸透しているかという点から見ても、我が国の取り組みは遅れているといわざるを得ない。変化の速度が極めて速い中で、現在の遅れが将来取り返しのつかない競争力格差を生み出すことにつながることを我々は認識する必要がある。」

この説明からは、オンライン申請制度導入の主目的は、①国際競争力の確保というマクロ的な観点の側にあり、②国民の利便性の向上というミクロ的な観点は、むしろ二次的な目的として位置づけられていることが分かる。

ところが、現在、不動産登記の電子申請の利用率が一向に向上しない中で、オンライン申請の導入は時期尚早だったのではないかと、いった声も漏れ聞こえる。そもそも現時点においてオンライン申請に対する国民のニーズが存在していないにもかかわらず、これを強引に導入したのは拙速にすぎた、というのである。

しかし、【資料2】の述べるように、電子申請制度導入の主目的が①IT革命に対する早期対応により日本の国際競争力を確保する点に存するのだとすれば、現時点における国民のニーズの有無にかかわらず、一むしろ、国民のニーズがないという点においてまさに、わが国のIT革命への対応が立ち後れているからこそ一、早急に手を打たなければならない、ということになる。

そして、日本を除く諸国においては、この点に関する危機意識が非常に高い。たとえば隣国韓国において磁気ディスク登記簿が導入されたのは、日本より10年遅れた1998年1月のことであったが、しかし、その後の電子化はすこぶる迅速で、2002年1月には、登記簿謄本無人発給機の稼働を開始し、同年9月には、全国の登記所の電算化を完了して、日本を抜き去った。こうしたIT革命への早期対応の結果、2002年9月にア

メリカ・ブラウン大学公共政策センターが行った電子政府の世界ランキングにおいて、韓国は2位を占めるに至ったが、これに対して、日本は世界12位と、大きく水を空けられる結果となった。

これは、企業や国債の格付けと同じようなものである。現在200余ある世界の国々（国連加盟国は192カ国）の中で、12位という位置が、いまだかつて一流国に踏み止まっているのか、それとも二流国に転落したというべきかは、評価の分かれるところであろうが（なお、最近の格付けに関しては後掲【資料4】参照）、いずれにしても、かつて「Japan as No.1」と賞賛された面影は、もはやこの国にはない。

【資料2】の引用する「e-Japan戦略」の記述からは、このような日本の国力の低下に対する焦りが如実に見て取れる。目を向けるべきは、次から次へと電子申請制度を導入し、先を争ってIT国家へと変貌していく諸外国の側であって、現時点における日本国民のニーズではない。さらに、【資料2】で引用が省略された箇所には、次のような記述も存在する。「我が国は、明治維新を機に農業社会から工業社会への移行を始め、第2次世界大戦の終戦を機に規格大量生産型の工業社会を急速に発展させることに成功した。その結果、維新以来100年余りの短い期間で、西欧社会に対する経済発展の遅れを取り戻し、米国に次ぐ経済大国に成長した。この経済発展の恩恵は広く国民に行き渡り、国民生活の豊かさが飛躍的に向上した。この成功の要因は、我が国が

工業社会にふさわしい社会基盤の整備を素早く的確に実現できたことにあるといえるであろう」。

ここに引かれる明治維新についていえば、日本は、西欧列強による植民地化の波に飲み込まれないため、制度とテクノロジーの両面において諸外国と対等の近代国家へと変貌する必要に迫られた。その際に、「文明開化などしたくない。まだ『ちょんまげ』を結っていたい」との国民のニーズを聞き入れ、明治維新を踏み止まっていたならば、今の日本は存在しなかったろう。それゆえ、現在行われるべきは、国民のニーズに合わせて改革の速度をスピードダウンさせることではなく、改革の必要性について国民の理解と協力を得られるよう努力することである。

だが、今現在世界で進行しつつあるIT革命が産業革命に比肩される重大な変革であり、これに対する対応の遅れが「将来取り返しのつかない競争力格差を生み出すことにつながることを我々は認識する必要がある」とする【資料2】の危機意識は、現在のわれわれ日本国民の間では、ほとんど共有されていない。

産業革命の歴史的意義については、皆が中学や高校の授業で学習した事柄である（もっとも、昨今の高校教育では履修漏れがあるようだが）。産業革命（Industrial Revolution）とは、18世紀後半のイギリスに始まる工場制機械工業の導入による産業構造ならびに社会構造の大規模な変化をいい、イギリスの経済学者アーノルド・トインビー（1852-1883）以降一般化した用語である。一方、日本に

おける産業革命の時期に関しては諸説あるが、1873年の政変で西郷隆盛・板垣退助ら征韓派を駆逐した後に大久保利通が推進した殖産興業路線と、1880年代前半の松方デフレによる急速な資本の蓄積を基盤として、1886年の銀本位制の確立を契機に始まり、日清・日露両戦争を経て、1907年恐慌前後にひとまず完了したと解するのが、通説的見解である（詳細については、高村直助（編）『近代日本の軌跡 8 産業革命』（吉川弘文館、1994年）、石井寛治『日本の産業革命』（朝日選書、1997年）参照）。こうした日本の産業革命期に生きた人物に関して、人々は、司馬遼太郎（1923-1996）の『翺ぶが如く』や『坂の上の雲』などを読んで、「明治の人は偉かった」と感

動する。しかし、今現在世界的規模で急速に進行しつつあるIT革命を前にして、われわれは歴史から何一つ学んでいない。なるほど産業革命による機械化を通じて、国民の利便性は大いに向上したであろう。しかし、大久保利通の殖産興業政策や、その後の日本の産業革命が、国民の利便性の向上それ自体を直接目的として行われたものではないのと同様、今般のオンライン申請制度の導入は、バブル経済崩壊の後、世界の二流国に転落しつつある（あるいはすでに転落した）日本の失われた国際競争力を回復させるための起死回生の国家プロジェクトの一環であり、国際的に劣化した状態にある日本国民のニーズがないのは、むしろ当然のことである。それゆえ、

立法過程においては、以上のようなオンライン申請制度導入の目的を正しく伝え、【資料2】引用が述べているように、「革命の常として、工業社会から知識創発型社会への変化は不連続であり、その過程では将来の繁栄を実現するための痛みにも耐えなければならない。我々国民一人一人は、明治維新、終戦といった過去の時代への幕引きがない中で、自ら素早く社会構造の大変革を実行することが求められている」ことにつき、国民の理解と賛同を得るよう努力すべきであった。

ところが、【資料3】から知られるように、国会の審議では、①日本の国際競争力の回復という観点はほとんど述べられず、もっぱら②国民の利便性の向上の観点のみ

【資料3】 第159回国会衆議院法務委員会・会議録第25号（平成16年5月14日・金曜日）〔下線は引用者〕

○山内委員 大臣、おはようございます。民主党の山内おさむでございます。

政府のe-Japan重点計画によりまして登記手続がコンピューターでもできるということになりましたが、商業登記あるいは不動産登記手続がすべて電子化で可能な社会にしたい、そういう思いが大臣にまずおありかどうか、お伺いしたいと思います。

○野沢〔太三〕 国務大臣〔法務大臣〕 不動産登記や商業登記のような手続についても、国民の利便性の向上を図るため、オンライン申請を可能とするのが政府全体の方針でございます。

今回の改正法案では、登記の正確性を確保しながら、不動産登記についてオンライン申請を可能とするため、申請手続の内容を全面的に見直しております。例えば、登記済み証にかわり、オンライン申請でも利用可能な登記識別情報の制度を導入しております。また、商業登記についても、いわゆる行政手続オンライン化法に基づきまして、オンライン申請を導入することとしております。

……（略）……

○野沢国務大臣 オンラインの申請制度は、申請人の利便性を向上させるために、登記所に赴くことなく、自宅や事務所のコンピューターから登記の申請をすることができるようにするための制度であります。

すべての行政手続を電子的に行うことを可能にする電子政府の実現という政府の政策の一環として導入されるものでございますが、これに対し、登記所の統廃合は、全国的に小規模かつ多数分散している登記所について、行政改革の一環として、数次にわたる閣議決定等に基づき、現代に見合った適正な配置を行うことにより、登記事務をより適正かつ迅速に処理し、もって効率的な行政サービスを提供することを目的として行っているものでございます。したがって、登記所の統廃合は、オンライン申請が導入されるか否かにかかわらず、行政改革の一環として推進しているものですから、今回の法改正によるオンライン申請の導入と直接の関係はありません。

ただ、先ほど申し上げたとおり、オンライン申請制度は、国民の利便性を向上させるものですから、登記所の統廃合に伴う行政サービスの確保のための有力な手段となり得るものと考えております。

が語られた。このような説明がなされれば、国民が、電子申請により直ちに費用と時間と手間の節減効果を楽しめるかと期待するのは当然である。ここには、日本の国際競争力回復のためには「将来の繁栄を実現するための痛みにも耐えなければならない」との堅い決意は、どこにも見当たらない。国民に対して、近視眼的な目先の具体的利益のみを提示して行う政治の様は、「パンとサーカス」であるかのように見える。

(注)「パンとサーカス (Panem et Circenses)」の語は、ローマの

詩人ユウェナリス (50 頃 -130 頃)の風刺詩第 10 番に由来するが、ここにいう《Circenses》は、今日いうところのサーカスではなく、戦車競技等が行われた円形競技場を指す。詩人は、気まぐれな民衆が食料の支給と競技場の魅惑のために政治責任を放棄したから共和制が衰退したと皮肉るのである。ちなみに、「健全な精神が健全な肉体に宿る」という言葉も彼の同じ詩に由来するが、しかし、詩人が著したのは「健全な精神が健全な肉体に宿らんことを」という祈りの

句であった。つまり、現時点において、健全な精神は健全な肉体に宿っていないのである。もっとも、種々の欠陥が目立つオンライン申請制度にあっては、健全な肉体すら備わっていないが。

そして、電子申請の利用率が一向に進まない今日において、制度導入の趣旨は、さらに見失われてゆく。【資料 4】を参照されたい。これは、本年 6 月の国会審議であるが、政府側は、「e-Japan 戦略」それ自体の目的を、国民の利便性の向上と説明するに至っている。

【資料 4】 第 164 回国会衆議院法務委員会・会議録第 30 号 (平成 18 年 6 月 13 日・火曜日) (下線は引用者)

○保坂〔展人〕委員 もう 1 問、内閣官房に伺いますけれども、電子政府化を急げというときに、世界主要先進国 23 カ国の中で日本は 17 位にすぎない、最近 5 位に上がったという話がありますけれども、これはアクセンチュア社の調査ですよ。これは政府はかなり影響を受けて、参考にして電子政府化を進めたんでしょうか。

○安藤〔友裕〕政府参考人〔内閣官房内閣参事官〕 お答えいたします。

政府の電子政府構築計画と申しますか、電子政府構築に向けた取り組みと申しますのは、2001 年の IT 戦略本部において e-Japan 戦略というものが決定されて、この中で、やはり簡素で効率的で利便性の高い行政サービスの提供ということが非常に重要なテーマの 1 つとなっております、以後、できるだけ確にかつ迅速にそうした行政サービスというものを実現し、国民の皆様にも利便性を享受していただくという観点から、計画的にこの導入を図ってきておるということでございます。

アクセンチュアさんの方の調査、いろいろ世界各国の電子政府化についての取り組みについて調査されておりますけれども、これは、こういった私どもの方の政府としての電子政府の推進と特別な関係があるわけではございませんで、あくまで一つの参考にはなるかと思っておりますけれども、これでどうこうされているからということではなくて、あくまで簡素で効率的で、国民の皆様にとって利便性の高い行政サービスに努めるという観点から行っているところでございます。

…… (略) ……

○杉浦〔正健〕国務大臣〔法務大臣〕 先生のおっしゃるとおりだと思います。詳しくは河野副大臣にお答えいたしますけれども、私が今一番関心を持っておりますのは、コンピューターに投資してシステムをつくったけれども、利用が全く進んでいない。特に登記関係なんかそうですね。行政サービス一般にそうなんです、1%未満だと。これは何のために投資したのか。それを国民の皆さんに利用してもらわなきゃだめなんで、それをどうしなきゃいかぬかということに一番関心を持って、私はコンピューターに弱いものですから、そちらの方は河野副大臣にお願いしたいと思っておりますので、河野さんから答えいただきます。

○石原〔伸晃〕委員長 時間が来ておりますので、簡潔にお願いします。

○河野〔太郎〕副大臣 大臣の問題意識を踏まえ、しっかり対応してまいりたいと思います。

…… (略) ……

○高山〔智司〕委員 大臣、そもそも何でオンライン化したんですか。人の手でやった方が確実じゃないかというのであれば、別にオンライン化する必要はないじゃないですか。これは何でオンライン化したんですか。

○杉浦国務大臣 コンピューター化というのは、要するに、事務処理の簡易迅速化を図ろうということがそもそものスタートだと思うんですけれども、その後、IT 技術が発達してまいりまして、オンラインで申請その他処理できるようにしようという要素が入ってきて、加速をしていったんだと思います。

一方、登記申請のオンライン化に関しては、国民の利便性ではなくして、登記所のカウンター内部における事務処理の簡易迅速化が目的と説明されるようになる。

3 木を植えた男

このように電子申請制度が導入当初の目的を見失い迷走する中であって、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)は、本年(2006年)7月26日「重点計画-2006」において、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上とするなど、利便性・サービス向上が実感できる電子行政(「世界一便利で効率的な電子行政」)を実現するとの目標を設定し、これに向けての具体的施策を提示した。法務省の登記行政との関係では、(1)「2006年度からの3年間を計画期間とする『オンライン利用促進のための行動計画』に基づき、利用促進を強力に推進する」こと(なお、「オンライン利用促進対象手続のうち、引き続き効果的な利用促進のための検討を要するものについては、制度改正を含めた様々な追加方策を検討し、2006年末を目途に目標及び今後の進め方について改めて結論を得る」とされている)、(2)「オンライン利用促進対象手続のうち、主要3分野(登記[法務省]、国税[財務省]、社会保障・労働保険[厚労省])の手続については、効果的なインセンティブの付与等の措置について制度改正を含め精力的かつ具体的に検討を行い、2006年中に結論を得る」こと、(3)「商業・法人登記申

請及び不動産登記申請のオンライン化について、2008年度のできるだけ早期に、全国の登記所におけるオンライン化を実現する」ととされた。

さらに、これを受けて8月1日に内閣官房IT担当室が発出した「電子政府の取組について」は、「『オンライン利用促進のための行動計画』に基づき、添付書類の削減や利用しやすいシステム開発等の利用促進策を強力に推進」し、「主要3分野の手続における効果的なインセンティブ措置について検討し、2006年中に結論を得る」こととし、法務省の登記行政に関しては、①「登記関係の9割以上を占める登記事項証明書の交付請求等手続について重点的に取り組む」(具体的には、4月1日より登記情報提供サービスの手数料を950円から770円に値下げ)、②「不動産登記、商業・法人登記申請の約9割を占める司法書士等の資格者からのオンライン利用を積極的に推進」する、③「インセンティブについて、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する」、④「平成20年度までのできるだけ早い時期に全国の登記所をオンライン化」する、との4つの施策を提示し、これらの施策により、平成22(2010)年度末までに50%以上の利用率を達成すべきものとした。

しかしながら、このうち、④のオンライン庁への移行(法附則6条指定)は、本年夏のいわゆる「不適当な登記識別情報」問題が躓きの石となった。一方、①の乙号事務のオンライン利用率を上げることによって全体の数字を底上げし

ようとする方策は、帳尻合わせの感を免れない。したがって、ここはやはり「本丸」であるところの甲号事務(登記申請)について、オンライン利用率向上に対する具体的施策が打ち出されなければならないところ、②にいう登記申請の9割以上を担う司法書士・土地家屋調査士の利用促進のための具体的施策は、本稿を執筆している11月現在、いまだ明確な形では提示されてはいない(そもそも内閣官房による②の指示は、あくまでも本人申請を原則形態に据えようとする法務省の基本姿勢と根本的に相容れないようにも思われる)。これに対して、③の(経済的)インセンティブ付与の方策は、甲号申請に関しても一定程度有効と考えられるが、しかしながら、内閣や法務省にあっても、残すところ4年余の2010年度末までにオンライン利用率を50%とするとの数字それ自体が自己目的化し、そもそも何のために利用率を向上させなければならないとされたのかが、忘れ去られているように見受けられる。先に見たように、電子申請制度の導入目的が、日本の国際競争力の確保のための長期的視野に立った国家戦略の一環である旨の意識と決意は、国会における政府側答弁からは窺えないからである。オンライン利用率が50%に届かなくとも、IT革命という新たな変革の流れの中で、日本の国際競争力が回復すれば、本来の目的は達成されたことになる。反対に、たとえ利用率50%が達成されたとしても、日本の国際競争力が回復しなければ、何の意味もない。そうした最終目標を見失っ

たまま、ただただ4年後のオンライン利用率50%のゴールまで走りきればよいとして、③のインセンティブのニンジン国民の前にぶら下げるだけの制度設計を行えば、その歪みが将来好ましくからざる形で顕在化することになる。

筆者は、【資料2】が述べていたような電子申請導入の目的・制度趣旨を正しく国民に伝え、国民の理解を得られるよう努力しさえすれば、諸外国におけると同様、電子申請の利用率は着実に向上したはずだと考えているが、それは、あまりに楽観主義的な理想論なのだろうか。日本国民は、もはや「パンとサーカス」にしか心を動かさなくなってしまったのだろうか。そして、それは、登記のプロであるところの土地家屋調査士にあっ

ても同様なのだろうか。

電子申請への移行は未来への布石—いわば「木を植える」作業なのであって、森の恩恵を享受するのは、われわれが死んだ後の、子供や孫の世代なのだ。われわれと同時代の諸外国の人々が、今の自分が痛みを伴ってでも、自分の子供や孫に豊かな森を残そうとしているのに対して、(一部の?)土地家屋調査士あるいは日本国民は、自分の目先の利益のみを追求し、自分の子供や孫の代になって、日本がどうなろうと一向に差し支えないとする。

人は、司馬遼太郎の小説の主人公の生き様に大いに感動はするが、しかし、だからとて自身が小説の主人公のように生きてゆきたいとは思わないらしい。では、ジ

ャン・ジオノの『木を植えた男』を首相に贈った人気モデル(【資料5】参照)はどのようなのだろうか。あるいは、この本を受け取った首相の側はどのようなのだろうか。名作の誉れ高いこの本の冒頭は、【資料6】のような一節から始まる(なお、日本語訳には、かなりの省略と意訳が見られるため、原文を併記しておく。「健全な精神」の詩もそうであるが、しっかりとした調査をしないと、間違いを起こす。それは、調査士の業務においても同様であろう)。それが新鮮な感動を呼ぶのも、われわれが、目隠しをしない山梨出身の女神の下で、パンの学問を修得し、パンのみに生きているからなのだろう。

【資料5】「首相に絵本のプレゼント 今日『文字・活字文化の日』」(読売新聞 2006年10月27日)

27日の「文字・活字文化の日」を前に、人気モデルの押切もえさんが26日、超党派の国会議員でつくる「活字文化議員連盟」の鈴木恒夫幹事長(自民党)や藤村修事務局長(民主党)らとともに、首相官邸を訪れ、安倍首相あてに絵本を贈呈した。公務中の首相に代わって、塩崎官房長官が面会した。押切さんが贈ったのは、フランスの山岳地帯の荒れ地に森をよみがえらせた男の物語「木を植えた男」。押切さんは「地位も名誉も求めず、実りある大地を作った人の話で、日本のリーダーにふさわしいと思った」と話していた。27日には、日本出版クラブ会館(東京・新宿)での記念フォーラム「『言葉の力』を育(はぐく)む学校図書館の確立」(全国学校図書館協議会など主催)ほか、各地で関連イベントが開かれる。

【資料6】 ジャン・ジオノ(著)＝フレデリック・バック(絵)＝寺岡襄(訳)『木を植えた男』(あすなる書房、1989年)
Jean GIONO, L'homme qui plantait des arbres, Gallimard, 1988.

人びとのことを広く深く思いやる、すぐれた人格者の行いは、長い年月をかけて見定めて、はじめてそれと知られるもの。名誉も報酬もとめない、まことにおくゆかしいその行いは、いつか必ず、見るもたしかなあかしを、地上にしるし、のちの世の人びとにあまねく恵みをほどこすもの。

Pour que le caractère d'un être humain dévoile des qualités vraiment exceptionnelles, il faut avoir la bonne fortune de pouvoir observer son action pendant de longues années. Si cette action est dépouillée de tout égoïsme, si l'idée qui la dirige est d'une générosité sans exemple, s'il est absolument certain qu'elle n'a cherché de recompense nulle part et qu'au surplus elle ait laissé sur le monde des marques visibles, on est alors, sans risqué d'erreurs, devant un caractère inoubliable.